

# 登記手続案内をご利用される方へ

## 1 予 約

登記に関する手続案内のご利用には「**予約**」が必要です。

電話又は窓口において、事前に予約を受け付けています。予約がない場合、原則として、お取り扱いできません。

なお、登記の種類や内容によっては、複数回の手続案内のご利用が必要となる場合もあります。

※ 手続案内の予約先は、後記7のとおりです。

※ 手続案内をご利用される際には、登記申請を行う土地・建物や会社・法人の登記事項証明書、地図証明書等、現在の登記の内容が分かるものをご用意ください。

※ 登記申請書や添付書類を作成するお手伝いとなる行為はできません。

## 2 手続案内時間

ご利用は、**20分程度内**でお願いしています。

## 3 対 象

登記の申請は、土地・建物の登記名義人や会社・法人の代表者などが「申請人」となります。原則として、ご自身が「申請人」の場合に、手続案内をお受けします。

## 4 手続案内内容

手続案内では、申請書の書式や書き方、申請に必要な書類等の一般的な説明のみをいたします。**これらの書類は、申請人ご自身で書式例等を参考に作成していただくことになります。**

※ 申請書や添付書類の書式は、「法務局ホームページ」からダウンロードできます。

## 5 司法書士・土地家屋調査士への依頼

登記申請の代理又は申請書の作成については、司法書士、土地家屋調査士に依頼することができます。

## 6 ご 注 意

作成された登記申請書類の**審査は、登記申請の受付後に登記官が行います。手続案内の段階での事前審査はできません**ので、ご了承願います。

※ 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をすると法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。

## 7 予約先

登記手続案内の予約は、次の法務局に直接お申し込みください。

### 〔不動産登記〕

法務局名	電話番号	管轄区域
鳥取地方法務局 (本局)	(0857) 22-2293	鳥取市 岩美郡岩美町 八頭郡八頭町・若桜町・智頭町
倉吉支局	(0858) 22-4108	倉吉市 東伯郡三朝町・湯梨浜町・北栄町 ・琴浦町
米子支局	(0859) 22-6162	米子市, 境港市 西伯郡大山町・日吉津村・南部町 ・伯耆町 日野郡日野町・江府町・日南町

### 〔商業・法人登記〕

法務局名	電話番号	管轄区域
鳥取地方法務局 (本局)	(0857) 22-2293	鳥取県全域

## 8 その他

法定相続情報証明制度に係る手続案内は、前記7〔不動産登記〕の法務局に予約をお申し込みください。

鳥取地方法務局